

JPT2026 規程

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

2025.10.08 版

(1) 総則・資格

第1条（趣旨）

本規程は、「一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟定款」（以下、「定款」という）に定める「自転車競技力の向上および普及と振興」を実現するために、「新しい自転車文化の創造・自転車環境整備」、「世界への挑戦」として J プロツアーを開催することとし、以下を定める。

1. JBCF2026 レース内外における選手・チームスタッフの公平性
2. 競技および大会運営に係る関係者等の遵守事項
3. 加盟登録に関する手続きの明確化

第2条（基本規則）

1. JBCF は JCF の加盟団体であり、原則として JCF 競技規則および日本アンチ・ドーピング規程を適用する。尚、JCF 競技規則と重複しない場合に限り UCI 競技規則を適用する。
2. 前項に加え、大会特別規則を定める場合がある。

第3条（用語の定義）

本規程で使用する語の定義は、以下の通り定める。

1. JBCF：一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. UCI：国際自転車競技連合
3. JCF：公益財団法人 日本自転車競技連盟
4. 学連：日本学生自転車競技連盟
5. 高体連：公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部
6. ツアーカテゴリー：JBCF における走力や年齢および性別による競争の区分を指す。
 - ① JPT：J プロツアー
 - ② JCT：J クリテリウムツアー
 - ③ JET：J エリートツアー
 - ④ JFT：J フェミニンツアー
 - ⑤ JMT：J マスターズツアー
 - ⑥ JYT：J ユースツアー
7. 年齢カテゴリー：UCI/JCF 規則による本年度（本暦年）中に達する年齢。
 - ① ユース（U15）：13 歳および 14 歳（2012 年および 2013 年生まれ）に達する
 - ② ユース（U17）：15 歳および 16 歳（2010 年および 2011 年生まれ）に達する
 - ③ ジュニア（U19）：17 歳および 18 歳（2008 年および 2009 年生まれ）に達する
 - ④ U23：19 歳～22 歳（2004 年～2007 年生まれ）に達する
 - ⑤ マスターズ：30 歳以上（1996 年以前生まれ）に達する

8. 年度：2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日
9. 規程：JBCF が定める当該年度の規程
10. チーム：本規程に則り加盟登録した選手カテゴリーが P である 4 名以上 16 名以下の JBCF 登録選手が所属し、JPT チームライセンス（以下、「JPT ライセンス」という。）を有する団体。
11. 選手：本規程に則り加盟登録した JPT ライセンスを有するチームに所属し、選手として加盟登録を完了した選手カテゴリーが P である者。

(2) 登録・ライセンス・参加ツアー・申請・移籍・保険等

第 4 条（ツアー登録可能ライセンスおよび年齢制限等）

JPT 登録可能選手の UCI または JCF ライセンスおよび年齢制限は以下の通り。

1. 17 歳以上（2009 年以前生まれの選手）
ライセンス→ME/MU/MJ

第 5 条（チーム数）

JPT2026 の加盟登録チーム数は、25 を上限とする。この内、第 14 条に定めるチーム数の上限を 1 とする。

第 6 条（チーム）

1. JPT ライセンスを有すること。
2. 本規程に則り加盟登録した「JPT2026 ライダーステイタス（以下、「ライダーステイタス」という。）」に該当する選手カテゴリーが P である 4 名以上 16 名以下の JBCF 登録選手を有すること。
3. 18 歳以上のチーム代表者を選任すること。
4. 以下のいずれかの資格を有する者をチームスタッフとして登録すること。
 - ① JCF 公認チームアテンダント
 - ② 日本スポーツ協会自転車競技公認各級コーチ
 - ③ 日本スポーツ協会公認自転車競技各級指導員
 - ④ UCI の認めるコーチおよびスポーツディレクター資格

第 7 条（選手）

JCF 競技者ライセンスまたは UCI 競技者ライセンスのいずれかを保持し、本規程に定める今年度のライダーステイタスに該当する。

尚、下記事項について遵守すること。

1. 原則として JBCF に正式な加盟登録した JPT チームの所属選手として加盟登録されなければ、JBCF 公式レースに出走することができない。

2. 今年度中に JBCF に登録する複数チームに同時に所属することはできない。
3. JPT 加盟登録チームと他の UCI 加盟登録チームに同時に所属することはできない。但し、トレーニーについては UCI 規則に準ずる。
4. JPCA 登録のプロライセンスを保持する選手は、登録地を「JPCA」とする。

第 8 条 (JPT2026 選手の登録個人資格)

第 4 条および第 7 条の他、以下に規定する資格を有すること。

1. ライダーステイタスに該当すること。
 - ① 下記いずれかに該当すること。
 - (1) 「J プロツアー2025」最終個人ランキング 100 位以内
 - (2) 「J エリートツアー2025」最終個人ランキング 50 位以内
 - (3) 2025 年および 2026 年「J エリートツアー E1 カテゴリー」ロードレースにおいての各 3 位までの入賞者、クリテリウムおよびタイムトライアルにおいての各優勝者
 - (4) 下記基準を満たす等、JBCF が認めた選手
 - I. 2025 年および 2026 年全日本選手権ロードレース (エリート) 20 位以内
 - II. 2025 年および 2026 年全日本選手権ロードレース (エリート以外) 10 位以内
 - III. 2025 年および 2026 年全日本大学対抗選手権自転車競技大会ロードレース 10 位以内、
 - IV. 2025 年および 2026 年全日本学生個人ロードレース大会 10 位以内
その他 2025 年および 2026 年の JICF 公認レースクラス 1 における各 3 位以内。但し、2025 年および 2026 年に当該大会が開催されない場合、直近に開催された同大会の成績を以て判定する。
 - V. 2025 年および 2026 年 JCF ロードレース強化指定選手 (A,B)
 - VI. UCI ポイント保持者
 - (5) 過去の全日本選手権ロードレース (男子エリート) において優勝経験のある者。
 - (6) オリンピック出場経験者 (選手)
 - ② 前項 (1) から (6) に該当しない選手について
チーム登録の新規・継続を問わず、最大 6 名まで監督推薦枠として認める。チーム代表者は JBCF へ申請すること。
JBCF は申請受理後、標準的な JPT ロードレースでの走力の有無を基本的な判断基準とし、当該選手の過去の競技実績、将来性、品行、JBCF への協力等を含めて審査し、登録の可否をチームに通達する。
2. 年度途中の追加選手登録について

前項（１）から（６）のいずれかを満たすか、前項（１）に規定される今年度の大会において、同条件の成績を有する者。または監督推薦枠として JBCF によって認められる者。

監督推薦する場合、チーム代表者が JBCF へ申請すること。

第 9 条（加盟資格および審査基準）

JBCF は、JPT チームライセンス交付規則に基づき、前条とともに総合的にこれを審査の上、JPT2026 加盟登録チームを決定する。

第 10 条（加盟登録方法）

チームは、JBCF が指定する下記期間において、JPT への加盟希望の申請を行う。受理されたチームは JBCF による審査対象となる。審査後、ライセンス諮問委員会は各チームへ「JPT2026」の加盟について結果通知を行う。

内定通知を受理した JPT2026 加盟候補チームは、別途定める「JPT2026 チーム加盟申請書」を提出し、JBCF にて受理され、第 13 条に定める会費を納入した時点で正式に今年度の加盟チームとなる。

（１）受付期間：2025 年 11 月 12 日～2025 年 11 月 30 日

第 11 条（加盟登録の有効期間）

加盟登録の有効期間は以下を除き、当該年度中に限る。

1. 2026 年度中に加盟登録を行った場合は、加盟登録日から有効期間が開始する。
2. チームが加盟登録を取り下げた場合は、有効期間が残存していても即時終了する。
3. チームへの所属関係が消滅した選手は、別の加盟登録チームへ移籍した場合を除き、原則として、有効期間が残存していても即時終了する。

第 12 条（加盟登録申請期間）

1. チーム

原則として 2026 年 1 月 15 日から 2026 年 1 月 31 日までとする。

2. 選手

原則として 2026 年 1 月 15 日から 2026 年 1 月 31 日までとする。但し、2026 年 2 月 1 日から 2026 年最終戦の 2 週間前までの間、追加申請をすることができる。

第 13 条（会費等）

1. 会費は、以下の通りとする。

チーム代表者は、JBCF 所定の方法により、JBCF に対し下記に定める費用を 2026 年 1 月 31 日までに支払うこと。尚、振込手数料は各チーム負担とする。

① JPT チーム分担金 110 万円（税別）

2026 年度内全ての J プロツアー大会、J クリテリウムツアー大会および JPT 選手がオープン参加する J エリートツアーの大会参加料の支払いが免除される。ただし、トラックシリーズ大会へ参加する場合は、大会毎に定める参加料を支払うこと。

② チーム年会費（消費税不課税）15,000 円/チーム

③ 選手年会費（消費税不課税）20,000 円/人（保険料含む）

但し、競輪選手等、自転車競技を本業とする選手は保険適用外となることを、予め留意すること。

④ チーム新規加盟登録費 150 万円（税別）

但し、前年度の JPT 加盟登録チームおよび第 14 条に定めるチームは、これを免除する。また降格したチームは、継続して JBCF 登録した場合に限り、これを免除する。

2. チームおよび選手は、前項の支払いが完了した時点で加盟登録がなされ、JBCF 公式レースへのエントリーが可能となる。
3. JBCF は、チーム代表者が申請期間中に会費の支払いを完了しなかったことにより、選手が JBCF 公式レースで出走できなかったとしても、チームおよび選手に対して何らの責任も負わない。
4. チームは JBCF に支払った費用について、一切の返金を求めることができない。
5. チーム年会費および選手年会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものであり、消費税不課税となる。

第 14 条（高等学校、高等専門学校および大学チームの登録）

JBCF はこれらの団体の JPT チーム加盟登録を妨げない。予め在学校長の承認を得ていることが望ましい。

第 15 条（参加義務）

JBCF 2026 Road Series の開催による「自転車競技力の向上および普及と振興」、開催地の地域振興に寄与するために可能な限りレースへ参加すること。

第 16 条（ジャージ登録）

1. チームは、単一デザインのジャージを JBCF システム上で登録する。未登録のジャージを着用して JBCF 公式レースを出走することは原則認めない。
2. 前項に拘らず、上下一体型のワンピースやスキンスーツ等においては、既に登録したセパレート式ジャージと軽微な差異に限り、単一のデザインとみなすことで、選手の出走を認める。

第 17 条（移籍）

1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手が所属するチームから登録抹消された上で、移籍先チームから JBCF に対して登録申請をし、承認を得る必要がある。
2. チームが、JPT 加盟登録する別チームに所属する選手との契約を締結しようとする場合、移籍元チームの代表者に対して、当該選手との交渉を行うことを書面により通知し、許可を得なければならない。
3. 年度中の移籍は、移籍元チームが移籍選手の選手情報引継コードを発行し、移籍先チームは移籍元チームから当該選手の選手情報引継コードを取得し、エントリーシステムに入力することで、自チームの選手として登録を完了することができる。
4. 前項 1.および 2.に反する移籍について、JBCF はこれを無効とすることができる。

第 18 条（保険）

JBCF は加盟登録手続きが完了した選手に対し、以下の保険加入手続きを行う。但し、競輪選手等、自転車競技を本業とする選手は保険適用外となる。

1. スポーツ安全保険（対象期間：加盟登録手続完了後 2 週間経過した日もしくは 2026 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から 2026 年 3 月 31 日まで）
2. レクリエーション傷害保険（対象期間：加盟登録手続完了日の翌日もしくは 2026 開幕戦が開催される日のいずれか遅い日から 2026 年最終戦まで）

第 19 条（資格停止および退会）

1. チームは、選手の退会を随時行うことができる。
2. JBCF は、チームまたは選手が本規程に違反したときは、チームまたは選手の資格停止または加盟登録の抹消を行うことができる。

（3） 規則・運営等

第 20 条（競技規則）

JBCF が開催するレースは、原則として最新の JCF 競技規則および大会実施要項またはテクニカルガイド等に記載の各大会特別規則を適用する。尚、JCF 競技規則と重複しない場合に限り UCI 競技規則を適用する。

第 21 条（届出義務）

チームは、JBCF に対し、加盟登録時に届け出た以下の事項について、追加・変更が生じた際は都度届け出るものとする。

1. 選手
2. チームスタッフ
3. JPT ライセンス審査に提出した事項

第 22 条 (JBCF における JPT 公式レース)

JBCF における JPT 公式レースとは、JBCF 2026 Road Series を指す。

第 23 条 (レース日程等)

JBCF は、JPT 公式レースの開催日、開催日数、時刻および開催地等を JBCF のウェブサイト、SNS 等に掲示する。

1. 悪天候、地震等の天災地変、感染症の影響、または公共交通機関の不通その他 JBCF またはいずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下、「不可抗力」という）により JBCF 公式レースが開催不能であると判断したときは、JBCF のウェブサイト等に掲示することにより、当該レースを中止または競技内容の変更をすることができる。
2. JBCF は、理由の如何を問わず、大会参加料および年会費等、チームが支払った一切の費用を返金することを要しない。

第 24 条 (出走資格・出走人数)

1. 本規程に基づき、原則 JBCF への登録を完了した選手のみが、JPT 公式レースにおける出走資格を有する。
2. JPT 公式レースに出走できる選手数は、1 チームにつき 3 名以上 **6 名以下とする。但し、U23 選手を 3 名以上出走させる場合に限り、最大 7 名の出走を認める。**
3. 前項における人数の変更を定める場合は、各大会実施要項等に記載する。

第 25 条 (JET への出走)

JPT に 6 名の出走があるチームに限り、当該大会の JET E1 カテゴリーへ JPT に出走しない 2 名の出走を認める。但し、出走選手の入れ替えは、締切時刻の早い方のカテゴリーのライセンスコントロール終了時刻までとする。

第 26 条 (オープン参加)

下記の各号のいずれかに該当するジュニア以上の年齢カテゴリーの選手は、JBCF が参加を認めた場合に限り、JBCF 所定の金員を指定された期日までに支払うことで、オープン参加することができる。尚、着順、ポイント付与および表彰については対象外とする。

1. 本規程第 8 条に該当する。
2. 2026 年 E1 カテゴリーロードレースにおいて優勝。
3. 2026 年 JET (E1) ランキング 5 位以内。
4. 相応の実力を有すると JBCF が認めた。
5. JBCF 加盟登録選手は E1 カテゴリーを保有している。
6. **エントリー時に U23 ランキング 20 位以内**

第 27 条 (チームカー)

1. チームはレースに随行するチームカーを 1 台以上配備すること。チームカーに使用する車両の外板部はチームロゴ等を掲出し、他チームと判別可能な状態にすること。
2. チームカーの随行可否については、大会実施要項または大会特別規則等にて発表する。

第 28 条 (チームピット)

JBCF は、JPT2026 チームに原則として 50 m²を目安にチームピットゾーンを準備する。

1. 大会開催日の 2 週間前のチームランキングを基本とし、会場のレイアウト等を総合的に考慮して、各チームピットゾーンを決定し、テクニカルガイドにて発表する。
2. チームは、指定されたチームピットゾーンにチームカーおよびチームテントを置くことができる。

第 29 条 (選手のライセンスコントロール)

1. 選手はレースに参加するため、JCF 競技者ライセンスまたは UCI 競技者ライセンスをライセンスコントロール時に提示しなければならない。なお、提示は現物である必要はなく、今年度において有効であることが確認されれば良い。
2. 前項の確認が出来ない場合、下記事項の確認を経た後、参加することができる。
 - ① 各都道府県車連の受領印がある申請書の控えを提示した場合
 - ② 自動車運転免許証などの写真入りカード式 ID による本人確認が可能であり、かつライセンス不提示のペナルティを支払う場合
 - ③ JCF 競技者ライセンスを申請済みであることの証明書またそれに準じる内容を提示した場合
3. JBCF は、前項が確認できた選手に対して、計測タグを貸与し、ボディゼッケンを配付する。
4. 出走選手の変更は当該大会の当該カテゴリーのライセンスコントロール締切時刻まで認める。

第 30 条 (チームスタッフのライセンスコントロール)

1. チームスタッフのうち、補給（飲食料、機材等）を行う者、レース随行車両を運転する者、マネージャーミーティングに出席する者は、レース会場のライセンスコントロールにて、以下のいずれかを提示しなければならない。なお、提示は現物である必要はなく、今年度において有効であることが確認されれば良い。
 - ① JCF 公認チームアテンダント登録証
 - ② 日本スポーツ協会自転車競技公認コーチ各級、同公認自転車競技各級指導員証
 - ③ UCI の認めるコーチ有資格者証
2. レース参加時に前項のいずれかの資格を有するチームスタッフ 1 名以上の帯同を必須

とする。

第 31 条（出走サインおよびバイクチェック等）

1. JCF 競技規則に則り、レースに出走する選手は、大会実施要項またはテクニカルガイドで定められた時間内に JBCF が用意したサインシートに自署すること。
2. 前項のサインシートに自署するときは、機材（自転車の寸法、重量等）、服装および装備（ヘルメット、ウェア、ボディゼッケン、フレームプレート、計測タグ等）の検査を行うため、出走できる状態で臨むこと。

第 32 条（オンボードカメラ）

1. 選手は、レースでの走行中に“自転車に固定されたオンボードカメラによる”静止画および動画等の撮影をすることができる。
2. 前項の選手がオンボードカメラを装着する場合は、大会当日はカメラを装着した状態で検車（バイクインスペクション）を受ける必要がある。

選手は、撮影した静止画や動画を UCI 倫理規程（http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2018/12/Code-of-Ethics_20181101.pdf）最新版に準じ、他選手、観客等の肖像権に十分な配慮を行った場合に限り、SNS 等で公開する事ができる。但し、JBCF がその内容を不適切と判断した場合、選手およびチームは速やかに当該静止画および動画の削除に応じなければならない。尚、これらの静止画や動画に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求が生じた場合には、JBCF は一切その責を負わない。

第 33 条（スタート時のラインナップ等）

スタート時の紹介およびスタート位置は、以下の通りとする。尚、シーズン初戦は前年度の最終結果を適用する。

- ① プロリーダージャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
- ② ネクストリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
- ③ 個人ランキング 2 位～10 位の選手：2 列目からのスタート
- ④ チームランキング 1 位のチーム全選手：3 列目からのスタート
- ⑤ 上記以外に JBCF が推挙した選手：最前列または 2 列目からのスタート
- ⑥ ①乃至⑤以外の選手：4 列目以降からのスタート

尚、レース開催に寄与したホストチームは、①②の後列からのスタートとする。

第 34 条（飲食料の補給）

1. 飲食料の補給を行うことができるチームスタッフは、第 6 条 3 項の資格を有する者のみとする。

2. チームスタッフのうち補給ゾーンにて飲食料の補給を行う者は、所属するチームのジャージまたは他チームとの識別可能なチームウェア等を着用し、補給に必要な最低限の物のみを携帯すること。
3. 前項における補給員の数は、出走選手数が2名以下の場合は1名につき1名以下、3名以上の場合は3名以下とする。
4. 補給員に限らず、補給ゾーンに入れる人数は前項の人数以下とする。

第35条（機材の補給）

1. 機材の補給を行うことができるチームスタッフは、第6条3項の資格を有する者のみとする。
2. 機材補給の可否は、大会ごとに記載される特別規則等において定める。

第36条（ニュートラルサポート）

ニュートラルサポートは、原則全てのロードレースにおいて実施する。尚、適用されない大会については、大会特別規則等で発表する。

※ クリテリウム、タイムトライアル、ヒルクライムを除く

第37条（貸与物の返却）

1. 選手は競技終了後、速やかに以下の貸与物を返却する。
 - ① 計測タグ
2. 前項の貸与物を返却しなかったチームまたは選手は、速やかに JBCF に対してメール連絡のうえ、返却方法の指示に従うこと。また、貸与物を紛失したチームに対しては、かかる弁償等費用の実費を請求する。

第38条（ペナルティ）

1. レースで発生した全てのペナルティは、原則 UCI/JCF 規則に則り、リザルトまたはコミュニケに記載し、リザルトボードまたはウェブサイト等にて掲示する。
また、2026 年は通年 1 スイスフラン＝120 円の換算とする。
2. 前項のペナルティとして罰金を科されたチームまたは選手が所属するチームの代表者は、JBCF に対し、罰金を支払わなければならない。この支払が完了しないかぎり、当該チームまたは選手は次回以降のレースに出走することができない。
3. 当該支払い方法は、JBCF システムから支払うこと。大会会場では告知のみとし、原則現金譲受を行わない。

第39条（救護）

1. 選手は、レースの出走に際して、健康保険証を持参すること。
2. JBCF は、原則としてレース中における負傷の応急処置または救急搬送の手配のみ対

応する。大会後および搬送後の治療、入院および各種手続き等については、選手またはチームの責任で行うこと。

(4) ポイント・ランキング・表彰等

第40条（レイティング）

JBCF ロードシリーズ対象レースのレイティングは、原則以下の通りの運用とする。各レイティングの対象ポイントは、附則・別表を参照。

- プラチナ：経済産業大臣旗
- ゴールド：東西クラシック等
- シルバー：上記2以外のロードレース（距離、強度等を勘案する）
- ブロンズ：タイムトライアル、ヒルクライム等

第41条（ポイント）

ポイントは、以下の通りとする。

なお、当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンには持ち越すことができない。

1. 個人ポイント

- ① 個人ポイントは、各レースのフィニッシュ着順により与える。
- ② 各レースにおける着順ポイントは、前条および今年度のポイント表に従う。
- ③ 移籍の際は、対象選手が保持し、消滅しない。

2. チームポイント

- ① 各レース3名以上出走のチームに与える。
- ② 各レースにおける上位3名の合計ポイントを与える。
- ③ 年度内にチームポイントに寄与した選手が移籍した場合、移籍元チームに残る。

第42条（ランキング）

1. 個人年間総合ランキング

- ① JPT2026における個人ポイントの年間累計で決定する。
- ② 当該ランキング首位の選手は、プロリーダージャージを着用する。
また、当該ランキングにおいて、U23 カテゴリー選手のランキング首位の選手は、ネクストリーダージャージを着用する。

2. チーム年間総合ランキング

- ① JPT2026におけるチームポイントの年間累計で決定する。

3. 前二項の各総合1位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。

- ① 優勝回数の多い選手・チームを1位とする。
- ② 更に優勝回数が同数の場合、当該ポイントに達した最後の選手・チームを1位とする。

- ③ 優勝回数が同数で、かつ当該ポイントに達したレースが同じ場合、当該レース直近のランキングが下位の選手・チームを1位とする。

第43条（年間表彰）

年間表彰は、以下を対象として表彰し賞金および副賞等を授与する。

1. 個人年間総合1位～3位
2. 個人年間新人賞（U23）1位
3. チーム年間総合1位～3位

第44条（各レース表彰）

1. JPT2026の各レースにおいて、個人総合1位および新人賞総合1位の選手には、以下の通りリーダージャージを授与する。
 - ① 個人総合1位：プロリーダージャージ
 - ② 新人賞総合1位：ネクストリーダージャージ
2. 同一選手が前項の各賞を同時に複数獲得したときは、以下の順で優先着用とする。
尚、その際の繰り下げ着用は行わない。
 - ① プロリーダージャージ
 - ② ネクストリーダージャージ
3. 本条のジャージを授与された選手は、JBCF 公式レース出走時に当該ジャージ着用の権利と義務を負う。但し、タイムトライアルでワンピースタイプのジャージ着用を希望する選手は、チームジャージでの出走を認める。

第45条（リーダージャージの付与数）

前条のリーダージャージは、1名の選手に対して、1シーズン2枚を上限に授与とする。但し、やむを得ない事由により追加が必要になったときは、JBCFの判断により追加で授与する。

第46条（公式式典）

表彰式への参加等、公式式典に無断で欠席した場合、当該選手の着順を空位とし、賞状および副賞を没収する。また、JCF 規則に準ずるペナルティを科す。但し、やむを得ない事由があり、事前にレースディレクター等の承認を得た場合は、この限りではない。

(5) その他

第47条（アカウント管理）

チーム代表者は、エントリーシステムのアカウント情報を厳密に管理する。

第 48 条（個人情報）

1. JBCF は、以下の目的で選手の個人情報を利用することができる。
 - ① 加盟登録選手の管理
 - ② JBCF 公式レースに関する情報発信
 - ③ レースや加盟登録に関する連絡
 - ④ その他、事故や災害、感染症拡大予防のためなど緊急を要する時
2. 前項に加え、JBCF の個人情報取り扱いポリシーに従って取り扱われる。

第 49 条（誠実義務）

1. 選手およびチームは、JBCF の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守すること。選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努める。
2. 選手は、JBCF から指名を受けた場合、JBCF の広告宣伝・広報・プロモーション活動に原則として無償で協力する。

第 50 条（選手およびチームの肖像権）

1. JBCF の大会やイベント等に参加する際、選手およびチームは、大会やイベント時における肖像を JBCF が宣伝等の目的で使用することを無償で許諾する。
2. 選手およびチームは、選手契約の期間中であるか否かを問わず、自転車競技に関し、選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送、インターネット等にアップロードされることおよび当該報道、放送、インターネット等に関する選手の肖像等につき何ら異議を申し立てない。
3. 選手は JBCF またはチームから指名を受けた場合、チームや JBCF の宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力する。
4. 選手は、以下の各号について事前にチームの書面による承諾を得る。
 - ① テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて配信される番組等への出演
 - ② イベントへの出演
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
5. 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、チームと選手が協議して定めるとし、JBCF はこれに関与しない。

第 51 条（ドーピング禁止）

1. 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
2. JBCF に初めて加盟登録する選手は、新規加盟登録の際に世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の e ラーニング「ADEL」の JBCF が別途指定したコースを受講し、受

講証明書を提出すること。

<https://www.realchampion.jp/resources/000169.html>

3. JBCF へ継続加盟登録する選手は、JCF 加盟登録（継続登録を含む）時にアンチ・ドーピング講習の受講を確認された場合のみ加盟登録することができる。
4. 選手は、ドーピング検査の対象として指名されたときは、これを拒否することはできない。
5. 選手およびチームは、ドーピングに関する最新情報を常に入手するよう努める。
6. チームは所属選手にアンチ・ドーピング講習を受講させる等、違反の無いよう啓蒙および管理をすること。
7. JBCF の公式レースにおけるドーピング検査については、JCF の定めに従う。
8. JBCF 以外の公式レース（UCI レースまたは JCF レース）におけるドーピング検査で陽性反応が検出された選手は、UCI または JCF で定める出場停止期間中は JBCF の公式レースで出走することはできない。選手が JCF の競技者ライセンス申請時に 18 歳未満であるときは、JADA の公式 web サイトを各自確認のうえでドーピング検査実施に関する親権者の同意書を作成し、提出を求められた場合はすぐ対応できるよう準備すること。

第 52 条（禁止事項）

選手は、以下の各行為をおこなってはならない。

1. レースの結果に影響を与える不正行為に関与すること
2. 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触すること
3. 暴力団等の反社会的勢力と関わりを有すること
4. その他チームまたは JBCF にとって不利益となる行為を行うこと

第 53 条（処分）

規程に違反したチームには、以下の処分が科される。

1. 累積 1 回目の違反：注意
2. 累積 2 回目の違反：警告
3. 累積 3 回目の違反：次のレースの出走禁止

第 54 条（免責）

1. JBCF は、本規程に関して、チーム、選手または第三者が損害を被ったときといえども、予見可能性の有無に拘らず、一切の責任を負わない。但し、JBCF に故意または重過失がある場合は、この限りではない。
2. 前項本文により JBCF が損害賠償責任を負うときは、チームが JBCF に対して支払った金額を上限とする。

第 55 条（選手およびチームのパブリシティ権の保護）

1. 選手およびチームは、JBCF の大会やイベント等に参加する際、自身の肖像や名前等が第三者に無断で商業的に利用されないよう、JBCF から保護されることを確認する。
2. JBCF は、第三者による無断での商業利用を阻止するという目的の下、選手およびチームのパブリシティ権を排他的に保持するものとする。
3. 前項による JBCF によるパブリシティ権の保持にかかわらず、JBCF は、選手およびチームの肖像等を商業的に利用する際には、事前に本人またはチームの同意を得るものとし、選手およびチームの権利が尊重されるよう配慮する。ただし、当該商業利用が JBCF の主催する大会やイベントに関連する場合は、選手およびチームは原則として異議を述べないものとする。
4. JBCF は、選手およびチームが、自らの意思で第三者に対し自身の肖像等を利用する許可を与える場合、これを妨げないものとする。

第 56 条（JPT チームの昇降格）

1. JPT 年間チームランキング最下位のチームは JET へ降格し、JET 年間チームランキングに基づく昇格順位が最高位のチームが JPT へ昇格する。
2. JET 年間チームランキング上位 5 位以内かつ E1 でのチーム獲得ポイント上位 3 位以内のチームに JPT へ昇格する権利を付与する。
3. JPT 諮問委員会が JPT ライセンス交付規則により審査し、理事会が承認した場合に限り JPT へ昇格できる。尚、当該チームが理事会による昇格の承認を得られなかった場合、JPT 最下位チームは残留する。
4. JET 年間ランキング上位が JPT へ昇格する。昇格順位第 1 位が辞退した場合は第 2 位が、第 2 位が辞退した場合は第 3 位が昇格する。上位 3 チーム全てが辞退した場合は JPT 最下位のチームが残留する。

附則

JBCF2026 ポイント表

この規程は、2026 年 1 月 1 日から実施する。